

資 料

体育系大学における体育施設管理士養成の必要性

— 仙台大学を事例として —

小島 文雄 永田 秀隆

Sport Facilities Manager training is a necessity for a university with a department of Physical Education
— A case Study of Sendai University —
OJIMA FUMIO, NAGATA HIDETAKA

The purpose of this study was to look for necessity of sport facilities manager training in university with a department of physical education and Practical example of the past and in future was discussed in Sendai University.

Key words : Sport Facilities Manager, Necessity, Practical example ,Safety, Improvement of student's quality, Job hunting, Management of university

I. はじめに

文部科学省は「スポーツ振興基本計画」が計画策定から5年が経過したことに伴い、2006年(平成18年)9月に計画を改定した。その中で主要な課題として、下記の3つの方策が掲げられた(文部科学省、2006)。

- (1) スポーツの振興を通じた子どもの体力の向上方策
 - (2) 生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策
 - (3) 我が国の国際競技力の総合的な向上方策
- (1)に掲げられている課題の具体的施策の展開として、子どもが体を動かしたくなる場の充実として、緑豊かなグラウンドで楽しく安全にスポーツに親しめる環境を創り出すため、基盤的施策として、学校や地域の実態等に応じて屋外運動場の芝生化を積極的に促進する事が盛り込

まれている。また同様に基盤的施策として運動部活動の改善・充実も盛り込まれている。

(2)に掲げられている課題の具体的施策の展開として、学校は、地域のスポーツ環境の状況や学校の実態に応じて、運動部活動と総合型地域スポーツクラブの連携等地域社会と連携したスポーツ活動の展開に努めることが期待される。また、施設、人材等の面でスポーツに関する豊富な資源を有している大学等においては、学生等のスポーツ活動の充実はもとより、地域の一員として地域スポーツ振興に積極的に関わり、総合型地域スポーツクラブの育成に参画することが期待されると示されている。その基盤的施策として、スポーツ施設の充実が盛り込まれている。

筆者らは、常々、体育施設に関する管理技術の普及に関して3つの憂いを持っていた。

1つ目は、技術と指導に優れた教員でもス

スポーツ施設のメンテナンスの知識や技術が不足していたこと。

2つ目は、学校スポーツ施設をはじめプールの安全管理についてである。(財)日本体育施設協会は10年以上前から、プールにおける死亡事故などに対し警鐘を鳴らし続けていた。それにも拘らず子供達の犠牲が後を絶たず、スポーツ施設の安全管理体制が欠如していたこと。

3つ目は、スポーツ施設の新設企画やメンテナンス企画を担当する学校関係者の知識不足により会議が効率的に進行しないこと。

そこで筆者らは、これら三つの憂慮に密接に関係してくるスポーツ施設の管理について、教育現場における必要性と指導者(施設管理者)の育成について検討することを研究の目的とした。

II. 「体育施設管理士」資格取得の現状

現在スポーツ施設の管理に対する公的な資格は、(財)日本体育施設協会が「体育施設管理士養成講習会」を開催し資格の認定付与を行っている。ここに至るまでの経緯は以下のとおりである。

1958年にアジア大会が日本で開催されたのを契機にスポーツ施設の情報交換の必要性が叫ばれた。1962年にはスポーツ振興法が施行されたが、スポーツ振興基本計画は策定されずに、2000年になって、はじめて計画された。その間1964年の東京オリンピック開催に向けて、体育教育の重要性が認識され、国民体育大会において、天皇杯、皇后杯を開催県で必ず獲得することが至上命題となって競争している事もあって、各都道府県自治体を中心としてスポーツ施設の整備充実が行われてきた。

1967年に(財)日本体育施設協会が旧文部省の外郭団体として設立され、研修会が実施された。当初は屋外体育施設整備士、屋内体育施設整備士の資格を付与していたが、全国に点在している文部省系列の体育施設の維持管理を同一基準

で管理ができるように資格を統合して体育施設管理士の称号が生まれた。

(財)日本体育施設協会は、この他にスポーツプログラマー、水泳指導管理士、トレーニング指導士、体育施設運営士の資格付与事業を行っている。スポーツプログラマーの資格付与事業は(財)日本体育協会と共催で行い、その他の資格付与事業は独立行政法人日本スポーツ振興センターと共催で行っている。

更に、現在は自治法の改正により公の施設の管理運営が民間でも出来るように「指定管理者制度」^{注1)}が2006年9月を目途に実施されており、まさに今、民間企業は受注拡大に必死になっている。国、県や市は「委託」から「代行」へと制度の理念の基にほとんど予定通り実施に移行している。しかしながら町村に於ける準備状況は「法」の縛りも薄い事からまだまだ手の廻っていない状況にある。

「体育施設管理士」は国家試験による資格ではなく、この資格が「業」を営むに当たって必須条件にはなっていないが、指定管理者の公募に当たっては応募団体が、管理業務にふさわしい管理者として「体育施設管理士」の資格を保有していることが他の企業との相違点としてクローズアップされる。将来、体育施設の指定管理者公募では必須条件になる要素として十分に期待される。

従来、保健体育教員を目指している学生、及び体育施設を管理運営している団体、企業へ就職を希望している学生が、「体育施設管理士」の資格を取得する為には、(財)日本体育施設協会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと共催で、文部科学省の後援を受けながら毎年11月前後に国立競技場講義室で開催する体育施設管理士養成講習会(基本的構造、管理方法に加えて法律的な事、経済的な事、自然環境保全に関する事、など幅広い範囲に亘って専門知識を解説している)を受講し、認定試験を受験して資格を取得する方法がある。この形態は学生にとって金銭的に大きな負担となるばかりでな

く、時間的に制限もあり、受講するには大きな支障がある。

Ⅲ. 「体育施設管理士」資格を大学で取得する必要性

トップアスリートは、分野ごとに配備された専門家のアドバイスを得ながら、好成績を挙げることが目標として競技力向上の為、その専門領域を深く追求して日々努力している。しかし保健体育の教員や指導者を目指す学生達は、一般常識以外にもスポーツに関する様々な知識が要求される。そこで、仙台大学において「体育施設管理士」を養成する為に授業のカリキュラムとして組み入れて指導することの必要性について考えてみる。

1. スポーツ施設管理体制の安全性に対する社会のニーズ

2006年7月31日に埼玉県ふじみ野市の市営水泳プールにおいて児童が吸水口に吸い込まれて死亡する事故を受けて実施された、文部科学省の緊急調査の結果、公立学校プール30,127校のうち排（環）水口の蓋が固定されていない公立学校245校、吸い込み防止金具を設置していない公立学校1,560校が露呈した。

文部科学省は事故の再発防止のため、安全面で不備のあるプールについては安全確保についての必要な措置が取られるまでの間、プールの使用を中止するよういち早く要請している。更に「プールの安全確保のための緊急自主点検について」の緊急アピール（内閣官房、2006）を出し、プール施設の水槽内の水を排出するための排水口や循環ろ過装置、起流ポンプなどへ吸水するための環水口などの「鉄蓋、金網、吸い込み防止金具などがネジ・ボルトなどで堅固に固定されている」、監視体制について「監視員が適切に配置されているか」「監視員に対してプールの施設・構造や監視業務について十分な指導を行っているか」などの緊急点検項目を掲

げ全国の関係所管に対応を求めた（週刊教育PRO、2006）。

今回の事故は社会に大きく報道されたことによりクローズアップされた形であるが、10年以上も前から排水口の不備による死亡事故は、ほとんど毎年起きており、文部科学省が毎年水泳シーズン前の通知で注意を喚起してきていたにも拘らず、現状の管理状況はさほどの改善も見られないままに推移してきた（文部科学省、1996）。

建設業界、運輸業界などで盛んに啓蒙されている、仕事の出来栄えよりも安全第一、スピードアップや輸送効率よりも安全第一、という精神がスポーツ施設管理体制に対して活かされ、現在はスポーツを楽しむ施設の快適性よりも安全第一が求められている。スポーツ施設管理に携わる者は、その施設の構造を熟知し、管理方法のシステムを系統的に把握することが重要であり、その管理部署ごとの問題点、注意すべき点を浮き彫りにする努力が必要とされている。

このような社会情勢の推移からして、今スポーツ施設の管理に対する国民の関心は非常に高く、各機関、各施設において十分な知識と見識を持った管理者の配備と監視業務についての指導が求められている。

国は2007年3月に「プールの安全標準指針」^{注2)}を文部科学省と国土交通省によりプールの設置及び管理に関する技術的助言として策定した（文部科学省及び国土交通省、2007）。

一方で、指定管理者に応募する団体にとって、体育施設管理士の有資格者の配置が求められている。今回の事故の報道を受けて、他の企業との相違点としてクローズアップされるばかりでなく、管理業務にふさわしい管理者として、より一層この資格が注目されている。

（財）日本体育施設協会では、高度な知識と見識を持った、数多くの資格者を世の中に送り出す人材養成事業を行っているが、その事は社会より高く切望されている。その人材養成事業の一端を協会の助力を得ながら体育系大学が学生

を通して行なう事は、社会のニーズに適合した教育事業として期待される。

2. 学生の資質の向上への寄与

保健体育の教員養成機関としての体育系大学の教育は、十分に各科目にわたって実施されており、優秀な人材を育成していることは、以前より良く認識されていることである。

この教育カリキュラムに加えて、スポーツ施設の管理について深い知識と技術を習得する事は、保健体育の教員や指導者を目指す学生にと

って更なる資質の向上に寄与するであろう。

(財)日本体育施設協会が主催する体育施設管理士養成講習会での講義時間は17時間である。この受講対象者の多くは、全国の文部科学省系列のスポーツ施設で現在管理の業務に従事している実務経験のある方達であり、用語や実物の構造に共通の認識があり、講義はスピーディな解説と多量のボリュームで組み立てられている。その内容は表1に記載した(財)日本体育施設協会が行うカリキュラムのとおりである。

表1 体育施設管理士養成講習会カリキュラム

番号	(財)日本体育施設協会実施 第39回カリキュラム		仙台大学実施 第1回カリキュラム	
	科目	時間	科目	時間
1	体育館、武道館の維持管理	2.0	体育館、武道館の維持管理 A, B	3.0
2	各種スポーツフロアの維持管理	1.0	各種スポーツフロアの維持管理	1.5
3	屋外スポーツ施設の維持管理(人工芝を含む)	2.5	屋外スポーツ施設の維持管理 A, B	3.0
4	水泳プールの維持管理	1.0	水泳プールの維持管理	1.5
5	スポーツ施設の照明と維持管理	1.0	スポーツ施設の照明と維持管理	1.5
6	スポーツ施設の音響と維持管理	1.5	スポーツ施設の音響と維持管理	1.5
7	芝生の造成と維持管理	1.0	芝生の造成と維持管理	1.5
8	スポーツ施設の用器具と維持管理	1.0	スポーツ施設の用器具と維持管理	1.5
9	スポーツ施設の診断(保全と劣化)	1.5	スポーツ施設の診断(保全と劣化)	1.5
10	スポーツ事故と対策(リスクマネジメント)	1.5	スポーツ事故と対策(リスクマネジメント)	1.5
11	スポーツ施設経営論	1.5	スポーツ施設経営論	1.5
12	スポーツマーケティング	1.5	スポーツマーケティング	1.5
13	資料 スポーツ施設と衛生・消防法規	配布	資料 スポーツ施設と衛生・消防法規	配布
	合計	17.0	合計	21.0

スポーツ施設の管理を通常授業として編成して、十分な指導時間の枠組みの中で学生を教育することは、スポーツ施設の構造と管理手法について広範囲な知識が身に付き、スポーツ施設を観察する実力が備わり大変意義のあることである。この科目を受講する学生は、講義を通して、安全で使いやすく、楽しいスポーツ施設を出来るだけ安く、しかも環境への負荷を掛けず

に管理運営することを学び、併設して行われる実習を通して、不足している実務経験を補足して学習し、体育施設管理士として即戦力になる人材として育成される。

各講義の中に組み込まれている現場実習は、実務経験を補充するために、基本的に、学内スポーツ施設で実習する。それに加えて、学外の企業に出向いて、スポーツ施設の管理を見学や

体験することも配慮している。

実社会で施設管理業務を実践している企業に向いて、見学会や解説を聴講することは、学習中の項目を深く理解する機会となり、さらに企業が行っている事業についても理解を深める機会ともなる。就職してからのミスマッチを防ぐためにも、働くための心構えが出来ていない学生達とどう話をしていくかが重要である。学生達は、将来の進路を考えるときに、学内のみならず、学外の実社会を知ることが大切であり、さまざまな企業に接することで学生自身が未来像に関し、自分に対する気付きを得ることができる。

学生達に夢を抱かせて自己実現できる方向性をいかにして講義の中に作っていくかが実習の鍵となる。社会の人たちが、大学でやっていることは、いわゆる机の上の勉強だけでないとの認識を持ってもらえたらとの願いもあり、そういう仕組みを実習の発展形として模索していく。

これら一連の講義と実習が学生の資質の向上に寄与すると思われる。

3. 就職活動に役立たせる

学生及び大学当局が就職活動に対して抱えている意識について、二つの事例を紹介する。

吉田 (2006) は、「学生の満足と大学の新たな試み」の中で、次のように指摘している。

学生が多様化しています。10年前は入ってくる学生がほぼ同質でしたが、今は、「2・6・2」の層で分かれており、それぞれの層で求めるサービスは違っています。トップ層となる「2」というのは、自己成長を大学の中で感じられることが一番の満足につながり、真中の「6」は、就職への満足が最終的な満足につながっています。下の「2」が一番問題で、彼らがどういう満足を求めているのかが非常に難しく、実はそこをまだ把握しきっていないというのが

現状です。

仙台大学においてもほぼ同様と考えられ、多くの学生が就職への満足度に大きな関心を持って入学してきており、卒業後の就職問題を学業の目的としている学生層が増加していると考えられるのではないだろうか。

また、小西 (2006) は、次のように述べている。

明治大学の政治経済学部では、「学生サポート『足腰』を強くして、社会に出よう」という社会適応能力強化プログラムを組み、学生サポートをしています。

[中略] インターンシップに行く学生に対して、「企業実習コース別研修」というプログラムを設けるなどして就職活動を意識した学生サポートをしています。

これらの例に見られる様に、各大学において、就職活動に対しては、様々な努力をしている。

体育施設管理の知識と実務は、施設に横たわる問題を発見し、解決していく過程が重要である。また体育施設管理の知識と実務は、施設のあらゆる分野にわたって理解を深め、将来、教育界、行政機関、民間施設など、どの分野に就職しようとも社会に出てからの体育施設管理の仕事のみならず、他の施設管理の仕事の進捗状況に大きな相違が出てくるとと思われる。また前述の如く、社会が有資格者を配置した施設の管理体制を求め始めている。

4. 少子化対策が急務といわれている大学経営

周知の通り、90年代に入ってから日本の多くの大学は、少子化の影響を受けながら志願者を大幅に減らし始めている。新学部や新学科の新設など諸策を講じて、入学者数を確保している大学にとっても、長期的に見ればいずれは少子化の影響を受けると見なければならぬ。

小泉（2006）は、次のように述べている。

志願者数の減少に対し、2000年までは入試方法の改善を基本に対応していたが、思うように減少傾向に歯止めを掛けることが出来なかった。そこで数年前から、入試方法の改善といった小手先の対応だけでは志願者減を食い止めることが出来ず、全ての学部学科の教育課程を抜本的に見直し、学生が満足する「教育課程」の改善こそ、中長期的に志願者減に歯止めをかけることが出来るとの判断のもと、その改善に乗り出した。[中略]教育目標として、基礎的な学力の向上、コミュニケーション能力の育成、自主性・創造性を持った人材の育成、資格習得の奨励、入学時からの高い職業意識と主体的職業選択能力の育成に集約し、キャリア形成に向けた新教育課程への再編を目指した。これは、さまざまな大学教育論があるなかで、現実的に大学教育の目標の1つに、就職の重要性があるとみなし、就職への強い意志と意欲を養い、実際の就職を可能とする広範で十分な能力を身に付けさせる教育へと特化していくことが狙いで、いわば就職に強い大学作りといえる。その成果こそ学生の満足度を高め、志願者増や、学生確保に繋がっていくと判断した。

小泉は教育課程の抜本的見直しと資格取得の奨励、職業意識と選択能力の向上を目指している。学生の満足度を高めた就職に強い大学づくりが志願者増や学生確保に繋がっていくと強調している。

仙台大学において特徴の一つとなる新しい授業科目の開設は、大学時代に学問を身に付けるばかりでなく、実務で役に立つ資格を身に付けることが就職の際にも求められていることもあり、世の中のニーズに合致していると思われる。従来のカリキュラムにこの授業科目を加えて、体育施設管理士の資格を取得することは、就職

活動の有力な武器の一つとなり、この科目が、本学の入学志願者の確保に連動して寄与する一部門となると考えられる。

IV. 「体育施設管理士」養成に関する本学の取り組み

筆者らが、体育施設管理について仙台大学の学生に指導してきた過去2カ年間の実践と2007年度から取り組んでいる実践及び今後の方向を述べる。

1. 2005年度、2006年度における実践

1) 授業における取り組み

過去2ヵ年間スポーツ施設の経営・管理という授業の中の5コマで施設の管理について講義をした。しかし、限られた時間の中で、幅広い知識が求められる「体育施設管理」の講義をするには時間数が不足しており、絞り込んだ範囲と浅い知識しか講義出来なかった。

2) 「体育施設管理士養成講習会」における取り組み

Ⅱの項でも記載したとおり、(財)日本体育施設協会の「体育施設管理士養成講習会」を受講し、「認定試験」を受験することは、学生にとって金銭的にも、時間的にも大きな支障がある。

筆者らは、学生が受講しやすい便宜を図れないかを思案し、仙台大学会場にて受講並びに受験の機会を設けられる様に2005年7月に(財)日本体育施設協会に陳情した。協会、大学双方において様々な協議を経た結果、2006年6月に認定を受け、2006年9月に「第1回仙台大学体育施設管理士養成講習会」ならびに(財)日本体育施設協会の「認定試験」を実施した。

専門用語や管理手法を十分に理解させるために、協会実施の養成講習会より多くの講義時間と多くの資料を確保して開催した。しかし、学内講師、学外講師とも持ち時間で講義するには時間数が不足していた。その結果かなりスピー

ディな解説になり一方的な説明になっていたものの、受講生33名は全員「認定試験」に合格して、「体育施設管理士」の資格を取得した。同講習会の内容は表1に記載した仙台大学のカリキュラムのとおりである。

3) 「学内スポーツ施設の新設時」における 取り組み

実践例として、2005年度に建設した第四体育館の二度に亘る見学会がある。普段何気なく使用している体育館の木製床の床下地構造とフローリングの施工を中心に見学して、スポーツ施設の建設について、学生たちの施設管理に関する資質の向上を図った。

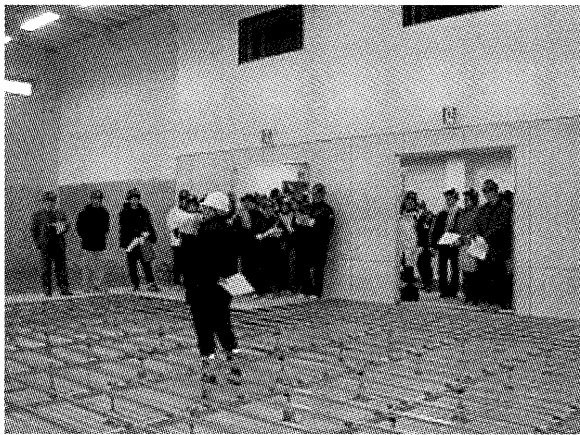


写真1 第四体育館見学会
鋼製床下地施工

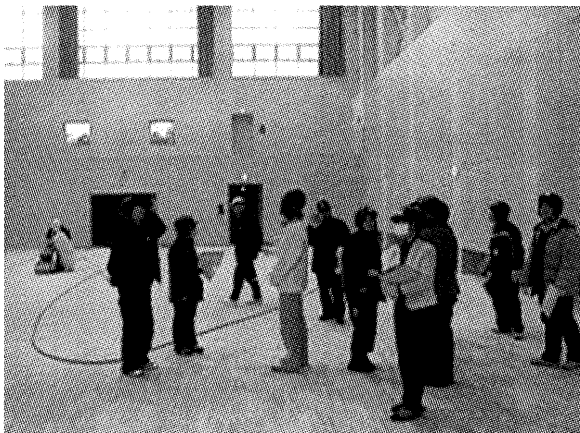


写真2 第四体育館見学会
フローリング研磨施工

2. 2007年度以降の取り組み

1) 授業における取り組み

協会が行っている養成講習会においては、実務経験の豊富な現場従事者が対象であるために、不足知識の補充や知識の整理をするという目的は、短期間で行われる集中講義で十分に達成される。一方、大学が行う短期集中養成講習会においては、実務経験の乏しい学生が対象であるために、知識を積み重ねながら現場を観察するためには、熟慮を繰り返しながら考え方を創造する学習方法が必要とされ、短期間の日程では達成が困難である。

以上の理由で、過去2ヵ年の実践を発展的に充実させて、2007年度の新たな取り組みとして、15コマの授業を3科目に亘ってカリキュラムが編成され、「体育施設管理士」の資格を取得することを目標に実践されることになった。

新しい授業科目をカリキュラムに加えるに際しては、学内の協議を経て承認され、更に(財)日本体育施設協会の認定を受けた。このような経過を経て今年度実施中である。授業カリキュラムに組み込まれた事は、まさにこの科目に対する大学側と学生側の双方の期待を感じるころである。

従来、(財)日本体育施設協会は、「体育施設管理士養成講習会」を全て協会内部で行っており、外部の大学で開催することは、日本で初めての企画であった。2007度からは、仙台大学以外にも他に一校において授業の中で取り組むところが出てきているようである。

実務経験の体得は学内スポーツ施設の見学、実習で補充し、更に学外スポーツ施設の協力を得て見学会を通して、実際の実務の一端を習得する予定である。更に実務経験を充実させるためには、次の企画が提案できる。インターンシップの受け入れ企業として、スポーツ施設を管理運営している組織体に依頼して、学生を指導し、実務を体験させる。公共、商業を問わず、スポーツ施設の経営体と大学の物的、人的、知的資源を地域社会と連携させて、相互協力のシ

システムを構築することが望まれている。

2) 今後の方向性

(1) 学内スポーツ施設の新設時に企画に参加する方法

実務的な、より深い知識と技術を吸収したい学生に対しては、研究会的なグループの組織化を図り、次のような企画を考えることができる。

① 企画設計会議に参加する

仙台大学がスポーツ施設を新設する時に、ある程度の知識を習得した学生達を企画設計会議に参加させ、様々な意見の集約課程を見学させ、講義に持ち帰り議論をする。

財務面、利用者の要望、デザインなど設計者の意図、技術面等工事会社の計画、品質管理、工程管理、安全管理など様々な意見を総合的にまとめる過程を見学する。

② 施工中現場見学会に参加する（2005年度に試行済み）

企画設計会議で討論された事項について、一

連の建設工事の実態を講義解説と現場見学で把握する。その結果スポーツ施設新設や改修工事の企画を立てるときに、系統的な思考と立案力を身に付ける。更に、品質管理、工程管理、安全管理など建設工事で必須条件となる施工管理を学ぶことによって、実務に必要な計画遂行能力を身に付ける。

V. 「体育施設管理士」資格に関する学生の動向

「体育施設管理士」資格取得の現状と授業の必要性は前述した通りであるが、仙台大学の学生は、この資格についてどのように考えているか整理してみる。質問紙調査の結果は、以下のとおりである。

1) 体育施設管理士養成講習会で実施した質問紙調査

授業の理解度については、表2のとおりであ

表2 養成講習会の講義科目ごとの理解度調査

A：良く理解出来た B：何と無く理解できた C：解らない（最小～最大）

日程	時限	科目	授業内容		
			A	B	C
一 日 目	1	体育館・武道館の維持管理（A）	34.1%	56.0%	9.8%（6.9%～17.2%）*1.
	2	屋外スポーツ施設の維持管理（A）	19.0%	70.7%	10.3%（3.4%～13.8%）*2.
	3	芝生の造成と維持管理	40.3%	54.2%	5.6%（0%～10.7%）*3.
	4	屋外スポーツ施設の維持管理（B）	22.6%	69.0%	8.5%（7.1%～10.7%）
二 日 目	1	各種スポーツフロアの維持管理	40.9%	54.9%	4.2%（0%～11.1%）*4.
	2	体育館・武道館の維持管理（B）	36.4%	60.6%	3.0%（0%～6.1%）
	3	スポーツ施設経営論	39.6%	57.8%	2.6%（0%～3.0%）
	4	スポーツ事故と対策	41.4%	53.5%	5.1%（3.0%～6.1%）
三 日 目	1	水泳プールの維持管理	52.3%	46.2%	1.5%（0%～3.0%）
	2	スポーツ施設の照明と維持管理	53.3%	44.8%	1.8%（0%～3.0%）
	3	スポーツ施設の診断	37.6%	58.2%	4.2%（0%～6.1%）
四 日 目	1	スポーツ施設の用器具と維持管理	58.8%	40.6%	0.6%（0%～3.0%）
	2	スポーツマーケティング	41.7%	55.3%	3.0%（3.0%～3.0%）
	3	スポーツ施設の音響と維持管理	53.4%	47.0%	0.6%（0%～3.0%）

C：解らないと回答した科目の中で特に割合の高い項目は

*1. 業務体系17.2%、維持管理、保全計画の策定13.8% *2. クレー系グラウンドの構造13.8%、クレー系グラウンドの維持管理13.8%
*3. 学内陸上競技場芝生簡易補修10.7%、芝生の造成6.9% *4. 塗料とシックハウス対策について11.1%、部分張替えの施工手順7.7%

る。

講義の「内容が解らない者」は、0%から17.2%の間であり、多くの講義は、0~3.0%、0~6.1%であった。ほとんどの学生は理解をしているといえよう。

「各種スポーツフロアの維持管理」の科目は、17年度、18年度の授業の中でも同様な時間数で講義しており、そのときの理解度は「内容が解らない者」は7.4%~13.6%（17年度）、2.8%~18.1%（18年度）であった。「養成講習会」で実施した質問紙調査では、同じ授業内容でも「解からない」と解答した者が0%~11.1%と

大きく数値が下がっており、資格取得に意欲のある学生たちに対する講習会であるために、そのような結果になったと考えられよう。

受講の動機では、表3のとおり、「就職活動のため」が43.8%、「資格習得のため」が、31.3%と「体育施設管理士」の資格に強い関心を示している。

就職希望先としては、受講生にはまだ意識の薄いと思われる2年生も含まれているが、就職先の一つとして「体育施設関連」を希望している学生が36.4%存在している。

表3 体育施設管理士養成講習会受講生の受講の動機及び就職希望

	受講の動機				就職希望
	就職活動	資格習得	興味がある	未来に役立つ	体育施設関連
該当者	14	10	8	5	12
該当率	43.8%	31.3%	25.0%	15.6%	36.4%
N=32 (複数回答)					N=33

2) 授業で実施した質問紙調査

他のスポーツ施設についての管理の講義を聴いてみたいという設問に対しては、17年度が

87.7%、18年度が76.1%の学生が興味を示しており、その施設の内訳は表4の通りである。

表4 「他のスポーツ施設についての管理の講義を聴いてみたい」施設（複数回答）

		17年度 N=81					18年度 N=71			
区分		1	2	3	4	5	6	7	8	
	競技場	運動公園	野球場	芝生	サッカー場	プール	陸上競技場	遊具公園	体操場	
17年度	該当者数	30	28	26	23	19	19	14	9	
	該当率	37.0%	34.6%	32.1%	28.4%	23.5%	23.5%	17.3%	11.1%	
18年度	該当者数	16	23	12	14	15	12	11	7	
	該当率	22.5%	32.4%	16.9%	19.7%	21.1%	16.9%	15.5%	9.9%	
	区分	9	10	11	12	13	14	15	16	
	競技場	ゴルフ場	その他	庭園	テニスコート	ダンス	弓道場	柔道場	剣道場	
17年度	該当者数	8	8	7	7	3	2	1	0	
	該当率	9.9%	9.9%	8.6%	8.6%	3.7%	2.5%	1.2%	0.0%	
18年度	該当者数	4	3	9	6	4	5	5	4	
	該当率	5.6%	4.2%	12.7%	8.5%	5.6%	7.0%	7.0%	5.6%	

いろいろな種類のスポーツ施設に興味を示している。また、日ごろ部活動などにおいて使用している施設に興味を示していると考えられる。これらの施設は、社会に多く存在する施設とほぼ一致しており、これらの施設について学習し、施設に関する知識と見識を身に付けることは、社会に出てから即戦力として期待されることにつながると思われる。

「第1回仙台大学体育施設管理士養成講習会」を受講するか否か、の設問では、次のように回答があった。受講したい希望者が43名で68.3%おり、63名中43名が受講を希望している事は多くの学生が資格取得を希望している事がうかがえる。

VI. まとめ

1. 社会的情勢

1) 「体育施設管理士」の資格は限られた分野でのみ認定されてきたが、今後大学などにおいて、多くの有資格者を教育することが望まれており、(財)日本体育協会は、大学などに対して、その方向で協力する意識と期待を表明している。

2) 2006年のプール事故とそれに続く遊具の事故などが報道され、スポーツ施設に関して適切な管理運営を求める世論が大いに喚起されている。

3) 現場実習を併設した「スポーツ施設の管理」の授業は学生の資質向上にとって有益である。

4) 大学の志願者減対策として、資格取得の奨励や職業意識と選択能力の向上を目指す等、各大学が種々対策を練っている。

2. 学生の動向

1) 受講の動機として、就職活動に役に立つ事と資格取得の割合が高い。

2) 特に「養成講習会」を受けた学生の理解度は各項目に亘って高い。

3) 1/3を越える学生が体育施設関連を就職先の一つとして希望しており、そのために「体育施設管理士」の資格取得を望んでいる。

今後は、

1) 2007年度から資格者の養成教育事業として取り組む事になったが、実務経験の無い多くの学生を一堂に集めて如何に指導するか、また実務を体験する時間的余裕や実務例題を如何に揃えていくか、等が課題として存在する。

2) 研究会的なグループの組織化を図り継続的に学習する機会を構築することが必要である。

謝 辞

本資料をまとめるにあたり、「体育施設管理士」の資格取得に関する資料とご指導を頂いた(財)日本体育施設協会 終巖常務理事ならびに職員の皆様に心より感謝申し上げます。

付 記

本研究は、仙台大学「研究計画に基づく研究費」による研究(平成18年度～平成20年度)の一部として行われた。

注

注1) 指定管理者制度とは、公の施設の管理を受託できる団体が、公共団体、公共的団体、出資法人等に限定されていたが自治法の改正により、従来の管理委託制度は廃止され、住民サービスの向上と行政コストの削減を図ることを目的として公の施設の管理に「指定管理者制度」が導入され、直営もしくは指定管理者に代行させることになった。

従来は委託契約によりその範囲が限られていたが、施設の利用料金を指定管理者が収入とすることが出来るほか、従来の管理受託者が行なうことが出来なかった施設の使用許可などの権限までも行なうことが出来る。

注2) 「プールの安全標準指針」の位置づけは、プー

ルは、利用者が遊泳等を楽しみながら、心身の健康の増進を期待して利用する施設であり、そのようなプールが安全であることは、利用者にとって当然の前提となっている。

プールの安全確保はその設置管理者の責任で行われるものであるが、本指針は、プールの排（環）水口に関する安全確保の不備による事故をはじめとしたプール事故を防止するため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき基本事項等について関係する省庁が統一的に示したものであり、より一層のプールの安全確保が図られるよう、プールの設置管理者に対して国の技術的助言として適切な管理運営等を求めていくものである。

文 献

- 小西徳應（2006）. 座談会「学生の満足と大学の新たな試み」. 日本私立大学連盟. 大学時報, No. 308 May : 14-29.
- 小泉允罔（2006）IDE 大学協会. 現代の高等教育, No.481 : 37-38.
- 文部科学省（2006）. [スポーツ振興基本計画].
- 文部科学省/文部省体育局通知（1996.5.20）. 学校水泳プールの安全管理について.
(http://www.mext.go.jp/b__menu/hakusho/nc/t19960520001/t19960520001.html). 2007.1.24 取得.
- 内閣官房/プールにおける事故対策に関する関係省庁連絡会議（2006.8.10）. プールにおける安全確保のための緊急アピール（関係省庁連絡会議申合わせ）. (<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/puru/kettei/060810.pdf>). 2007.1.24取得.
- 文部科学省及び国土交通省（2007.3.29）. プールの安全標準指針の策定について.
(http://www.mext.go.jp/b__menu/houdou/19/03/07040303.htm). 2007.6.25取得.
- 文部科学省及び国土交通省（2007.3.）. プールの安全標準指針.
(http://www.mext.go.jp/b__menu/houdou/19/03/07040303/001.pdf). 2007.6.25取得.
- 週刊教育 PRO（2006）. 週刊教育 PRO, 9 : 26-27.
- 吉田博之（2006）. 座談会「学生の満足と大学の新たな試み」. 日本私立大学連盟. 大学時報, No.308 May : 14-29.